

令和3年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和3年9月15日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員長	松林 敏
委員	内村 博法	委員	安藤 克彦
委員	岩永 政則	委員	堤 理志
委員	西岡 克之		

欠席委員

委員 安部 都

職務のため出席した者

議事課長 青田 浩二 係 長 江口 美和子

説明のため出席した者

総務部長 日名子 達也

(総務課)

課 長 村田 ゆかり 課長補佐 石川 俊介

課長補佐 金子 寛之

(契約管財課)

課 長 和田 弘 課長補佐 永野 英明

係 長 前川 哲郎 主 任 原田 裕也

住民福祉部長 栗山 浩二

(福祉課)

課 長 山口 聡一朗 係 長 後藤 理子

係 長 池田 麻夢

(こども政策課)

課 長 宮司 裕子 課長補佐 藤吉 有見

係 長 山口 陽子 係 長 尾田 光洋

主 査 神崎 勇典 高田保育所長 松尾 郁子

主任保育士 横尾 佐知子

本日の委員会に付した案件

議案第54号 令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について（結審）

開 会 9時30分
閉 会 14時44分

○委員長（金子恵委員）

それでは定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。昨日に引き続き、議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。本件について福祉課所管の提案理由の説明を求めます。

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

皆様おはようございます。それでは令和2年度長与町一般会計決算書の福祉課所管につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。課の歳入済合計額は47億2,546万1,697円、歳出済合計額は職員の人件費を除き50億6,564万3,553円でございます。歳入歳出ともに主なものについて説明させていただきます。まずは歳入から説明いたします。22、23ページをお開き願います。11款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金、老人福祉施設入所者費用徴収金（過年度分）、高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課分で、いずれも入所者からの入所費用諸収入でございます。過年度分につきましては、平成30年度から令和元年度にかけて高齢者虐待により特別養護老人ホームへ措置を行った1名分で140万1,094円が収入未済となっております。こちらは成年後見人により確実な納付が行われているところでございます。次に24、25ページをお開き願います。12款1項2目1節社会福祉使用料は老人福祉センター「丸田荘」の入浴施設利用料収入でございます。こちらは新型コロナウイルス感染拡大防止や台風などの影響により年間で106日間の休館となったことで、利用者は延べ1万3,339人の減、収入額は121万円の減少となっております。

次に28、29ページをお開き願います。13款1項1目1節社会福祉費負担金の2段目障害者自立支援給付費負担金のうち3億2,743万7,877円と、その下の障害者自立支援給付費負担金（過年度精算分）が福祉課分で、いずれも必要経費の2分の1を国が負担するものでございます。過年度精算分につきましては令和元年度の実績に伴う精算分の受け入れでございます。2項1目1節総務管理費補助金のうち、4段目の特別定額給付金給付事業費補助金、5段目の特別定額給付金給付事務費補助金が福祉課分でございます。2項2目1節社会福祉費補助金は全てが福祉課分となっております。次のページの上から2段目プレミアム付商品券事業費補助金、3段目のプレミアム付商品券事務費補助金につきましては、令和元年度に実施したプレミアム付商品券事業における換金及び精算に係る経費の補助を行ったものでございます。3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち397万3,000円が福祉課分でございます。続きまして32、33ページをお開き願います。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2段目障害者自立支援給付費負担金のうち1億6,371万8,937円、4段目の障害者自立支援給付費負担金（過年度精算分）、一番下の行旅病人死亡人取扱費負担金が福祉課分となっております。障害者自立支援給付費負担金につきましては4分

の1を県が負担するもので、過年度精算分は令和元年度実績における不足分の受け入れでございます。また、行旅病人死亡人取扱費負担金につきましては、町で埋葬を行った方に係る費用を県に対して弁償請求を行ったものでございます。次に34、35ページをお開き願います。2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、上の3つが福祉課分、同じく3節老人福祉費補助金の在宅福祉事業費補助金も福祉課分で、こちらは老人クラブへの補助金で基準額の3分の2の補助となっております。次に38、39ページをお開き願います。3項2目1節社会福祉費委託金は全て福祉課分でございます。

40、41ページをお開き願います。15款1項2目1節利子及び配当金につきましては、上から4段目の地域福祉ボランティア基金運用収入が福祉課所管分でございます。16款1項3目1節社会福祉費寄附金のうち1万円が福祉課所管となっております。42、43ページをお開き願います。16款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金のうち1,062万4,334円が福祉課所管の「ぬくもりのある福祉の地域づくり事業」に対する寄附金となっております。次に46、47ページをお開き願います。19款3項1目1節貸付金元利収入につきましては、上から2段目の災害援護資金貸付金元利回収金（滞納繰越分）が福祉課所管で平成3年の台風被害に係る貸付金の滞納繰越分の収入でございます。今回、提出資料といたしまして収納状況を提出させていただいております。

続きまして5項1目1節雑入では、上から7番目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち6万6,000円が福祉課所管で丸田荘設置の1台分でございます。2つ下の各種施設電話使用料のうち940円が福祉課分で丸田荘の電話使用料、7つ下の高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金が福祉課所管、それから4つ下の丸田荘利用料は、1階部分が社会福祉協議会のデイサービスで利用されておりますので、その使用料と光熱水費分に係る社会福祉協議会からの収入が372万3,729円、丸田荘での石鹸販売、ドライヤー使用料などに係る収入が1万1,660円となっております。48、49ページをお開き願います。上から3段目の後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち41万5,783円が福祉課分で、後期高齢者医療の健康増進事業の補助として健康づくり助成事業に係る分でございます。中段より少し下にまいりまして、緊急通報システム事業利用者負担金は30年度から実施をいたしております緊急通報システムの利用者負担分でございます。そこから2つ下の高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金につきましては、医療保険と外来受診に係る年間合算額について一定額を超えたものに対する返還金でございます。さらに6つ下のプレミアム付商品券事業余剰金につきましては、令和元年度に実施したプレミアム付商品券事業において、商品券を購入した方が購入済商品券を期限内に使用できなかったことによるもので、プレミアム分相当を除いた金額を余剰金として受け入れしたものでございます。その下の2節自立支援給付費返還金につきましては、平成27年分の障害者自立支援給付費の再確定に伴う国庫及び県費の返還を行ったことによるもので11万2,840円が収入未済となっております。詳細としましては、障害福祉サービス事業者の不正請求額を国及び県に町

が返還を行い、その返還分を当該事業所に返還を求めているもので、今後、事業者の実態調査を進めていくことといたしております。以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明させていただきます。76、77ページをお開き願います。2款1項13目特別定額給付金事業費につきましては、3節職員手当等を除いて福祉課分でございます。詳細につきましては主要な施策の成果に関する報告書にて説明させていただきます。88、89ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬につきましては上から3つが福祉課分でございます。2節給与から4節共済費につきましては、住民福祉部長以下職員の人件費でございます。8節旅費につきましては、普通旅費のうち7,960円、費用弁償のうち1万9,000円、次のページにまいりまして10節需用費の消耗品費のうち5万234円、印刷製本費のうち7万2,600円が福祉課分でございます。11節役務費につきましては官報掲載料、12節委託料につきましては3番目の福祉医療システム保守委託料以外が福祉課分でございます。このうち、官報掲載料と行旅死亡人処置費につきましては、昨年度町内で発見された行旅死亡人の処置に関する費用となっております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、下から2番目の支援対象児童等見守り強化事業補助金以外が福祉課分でございます。このうち、6段目の長与町社会福祉協議会運営補助金の内訳でございますが、法人本部の職員や非常勤職員18名分の人件費が5,714万3,000円、役場関係が利用した福祉バスに係る費用分が23万5,800円となっております。一番下のフードバンク活動支援事業補助金につきましては、主要な施策の成果に関する報告書にて説明させていただきます。19節扶助費につきましては、下から2段目の小り災見舞金が福祉課分で火災による1件分でございます。24節積立金につきましては全額が福祉課分で、ふるさと長与応援寄附金の充当残を基金へ積み立てを行ったものでございます。続きまして2目障害者福祉費でございますが、1節報酬につきましては療育指導員補助員報酬以外のものが福祉課分でございます。92、93ページをお開き願います。3節職員手当等及び4節共済費は全額、8節旅費の普通旅費のうち12万990円、費用弁償は全額、会計年度任用職員通勤手当のうち4万8,000円、10節需用費につきましては、消耗品費のうち7万6,312円、印刷製本費及び修繕料は全額が福祉課分でございます。11節役務費につきましては、2段目の自立支援医療費支払事務手数料から、5段目の自立支援給付費支払事務手数料までが福祉課所管、12節委託料につきましては、下から4段目、5段目のひばり学級に関するもの以外が福祉課分でございます。委託料の一番上の障害者福祉計画策定委託料につきましては、令和3年度からの障害福祉サービスの見込み量と、その方策を定める実施計画といたしまして「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定したものでございます。下から2番目の障害者福祉システム改修業務委託料につきましては令和3年度報酬改定等に伴うシステム改修委託となっております。13節使用料及び賃借料は有料道路等使用料及び駐車場使用料、次のページにまいりまして18節負担金、補助及び交

付金につきましては全てが福祉課所管となっております。一番下の障害者総合支援事業費補助金につきましては、ほほえみの家にあります地域活動支援センターの新型コロナウイルス対策として、衛生用品等の物品購入に対して補助を行ったものでございます。

19節扶助費につきましては、8段目の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費、下から4段目の障害児通所給付費、その下の育成医療費以外が福祉課分でございます。前年と比較をいたしますと、4段目の自立支援給付費が4,719万8,956円増となっております。続きまして22節償還金、利子及び割引料は3段目の過年度自立支援給付費国庫返還金、4段目の過年度自立支援給付費県費返還金が福祉課分、令和元年度実績による返還金でございます。

96、97ページをお開き願います。4目原爆被爆者対策費は全て福祉課分となっております、これは原爆被害者対策及び原爆被爆者健康生活相談事業に係るもので、ほぼ例年どおりの支出となっております。98、99ページをお開き願います。6目プレミアム付商品券事業費は全て福祉課所管となっております、令和元年度に実施されたプレミアム付商品券事業における換金及び精算に係る経費の補助を行ったものでございます。

106、107ページをお開き願います。3項1目老人福祉総務費は全て福祉課所管でございます。7節報償費のうち、長寿者敬老祝金の内訳といたしましては、77歳が399人、88歳が181人、100歳が19人となっております。108、109ページをお開き願います。12節委託料のうち一番下の丸田荘改修工事設計業務委託料につきましては、配管の老朽化に伴い漏水が頻発をしている屋内配管を屋外配管へと配管布設替えを行い、施設の長寿命化を図ることを目的として設計を委託したものでございます。19節扶助費のうち、高齢者交通費・健康づくり助成金の内訳といたしましては、バス券が286万5,700円、タクシー券が375万7,500円、健康づくり助成券が131万3,700円となっております。以上で、歳出について説明を終わります。

続きまして198ページをお開き願います。財産に関する調書の出資による権利でございますが、下から5番目の長崎県すこやか長寿財団分が福祉課所管で年度中の増減はございません。続きまして主要な施策の成果に関する報告につきまして説明いたします。福祉課分が30、31ページになります。特別定額給付金事業は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として国が実施したもので、令和2年4月27日を基準日として、対象者1人につき10万円の給付を実施したものでございます。事業実績といたしましては、給付対象世帯が1万7,106世帯に対して申請済世帯が1万7,080世帯となっており、申請率は99.88%となっております。また、申請者のうち辞退の申請をした方が6世帯の15人分となっております。31ページにまいりましてフードバンク事業でございますが、これは新型コロナウイルス感染症で影響を受けた生活困窮者等に食糧支援を行うために、長与町社会福祉協議会が実施をいたしましたフードバンク事業に対して、人件費、事務費、食糧保管庫等購入費、食料品等の補助を行ったものでございます。実績としましては、寄付をいただいた方は82件、企業団体からの寄付が4件

となっており、支援を実施した世帯が37世帯、延べ67世帯、支援人数が91人、延べ182人となっております。このうち15世帯につきましては、その後の支援へ繋ぐことができました。また、令和3年度につきましても引き続き食糧支援の相談、受け付けは継続して実施をしているところでございます。以上が福祉課の令和2年度決算に関する内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。では、まず歳入の方から質疑に入りたいと思います。22、23ページ、中段の老人福祉費負担金。質疑はありませんか。

では、次に24、25ページ、丸田荘の使用料。よろしいですか。

では、次に28、29ページ。よろしいですか。

では30、31ページ。質疑はありませんか。

ないようでしたら、32、33ページ。

ないようでしたら、次34、35ページ。いいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

33ページの行旅病人死亡人取扱負担金。これは町で埋葬をして、それを県に請求をしたという説明がありましたよね。ちょっと内容を説明していただけませんか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

行旅死亡人につきましては、昨年度1名が発見をされまして警察の方から通報を受け、その後の司法解剖とか終了したのち、うちの方で火葬と埋葬をさせていただきました。費用につきましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、県の方に請求できることになっておりますので、県の方に請求をいたしました。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

行旅死亡人ですね、これはまだ身元は分かってないんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

官報にも掲載し、告示もいたしましたけれども、身元の方は分かっておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

では引き続き38、39ページ。

ないようでしたら40、41ページで質疑はありませんか。

42、43ページ、これはふるさと長与応援寄附金の一部でした。

それでは次に進めます。46、47ページ、貸付金と雑入、質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

災害援護貸付金元利回収金（滞納繰越分）。先程、参考資料をいただいたんですが、もしよければ少し説明を加えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

先程配布をしたものが、こちらの災害援護貸付金元利回収金となっております。先程説明いたしましたけれども、今4名の方に納付をいただいております、ちょっと長くなっておりますけれども引き続き納付いただいている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これは、たくさんいる中の4件なのか、それとも今現在4件なのか、それぞれ時期が違う内容で災害援護貸付資金を借りられたという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

これが平成3年度の台風に係る分になっており、今残っているのが4名でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

では次進みます。48、49ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

下の方にありますプレミアム付商品券余剰金に関連してなんですが、議会の中の委員会の配置替えて、私も以前の総務でのやり取りをよく承知してないのでお聞きしたいんですが、このプレミアム付商品券とプレミアム商品券って確かあるみたいですよ。私の理解ではプレミアム商品券事業というのは商工の方が所管されているもんだと思って、今、見ていたら福祉の方にもあって、名前も少し違うということで、その辺りが私もよく理解ができてないんですが、福祉が担当するっていう、ちょっとその辺りが何かいきさつとかがあれば理解を深めるために教えていただきたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

プレミアム付商品券事業につきましては、通常行っているのは商工の方が何年かに1回行っているものがあるかと思えますけども、今回の分につきましては国の方の事業といたしまして、所得が低い方に対しまして販売を行うといったものになっておりますので、対象者が限定をされております。その点におきまして、対象者が限定をされていて、なおかつ低所得の方たちに対するものということで福祉課が所管をいたしました。

○委員長（金子恵委員）

ほかはありませんか。

それでは歳出の方に入っていきたいと思います。76、77ページ、こちら特別定額給付金事業費が福祉課所管になっています。質疑はありませんか。

あとから戻っても構いませんので次に行きます。88、89ページ中段の辺り。

次90、91ページ、質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

91ページの長与町民生委員児童委員協議会運営補助金、こういった内容のものなのかお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

長与町民生委員児童委員協議会に補助を行っているものでございますけれども、独立した団体で、国から委嘱を受けている人たちでございますけれども、その団体が運営をしていくに当たり県の補助をいただいて、それを町から支出している状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

去年の決算と半分以下になっているんで、その活動実態とかも把握しての補助金の変動があるのかなと思うんですけども。どういうことか、もう少し詳しく教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

新型コロナウイルスの関係で影響がございまして、なかなかこう思ったような活動が十分にできない状況にございました。例年であれば研修等が各部会ごとにあるんですけども、そういったことも開催をできずに事業費が十分に使えなかった状況を鑑みまして、実績に応じて補助を行っておりますので減額をさせていただきました。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

それでは次92、93ページ、質疑はありませんか。

ないようでしたら次進みます。94、95ページ、質疑はありませんか。

では96、97ページ。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

97ページの4目1節、原爆被爆者と書いてあるんですけども、今、長与町には原爆被爆者って何人おられるんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

令和3年3月31日現在で2,071人となっております。

○委員長（金子恵委員）

ほか質疑ありませんか。

それでは、次進みます。98、99ページ。上段のプレミアム付商品券のみですね。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

プレミアム付商品券ですけれども、実際に、このプレミアム付商品券を使った人は全体の何割になっているんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

対象者が限定されておりますので枚数だけ申し上げます。1枚500円の商品券で、販売枚数が9万4,260枚、使用枚数が9万3,624枚、未使用枚数が636枚でございます。先程申し上げました未使用分636枚掛ける400円の25万4,400円が使われなかったお金として、町の方に歳入として受け入れをしたところでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。

では次に進めます。106、107ページ、老人福祉費が所管になっています。これは次のページまでかかります。108、109ページ、全体的に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

107ページの下の方で、長寿者敬老祝金が前年度と比べて大分減っているみたいなんですけど、何か変更があったのかお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

毎年、対象年齢の方にお渡しをしているんですけども、年によって年齢の方に変動がございますので、たまたま少なくなったという状況ですけども、大きく見ていくと年々少しずつ上昇はしていくのかなというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の長寿者敬老祝金、以前は65歳以上だった記憶があるんですけども、今の制度77歳ですか、年齢を区切ってやられたっていうのはいつから始められたんですか。もうずっとこれ今の制度で動いているんですか。私の記憶では高齢者65歳以上、そういう記憶があるんですけども。少しその辺りを御説明ください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

現在の制度は平成30年度に見直しを行ったものがございますけれども、その際は金額の見直しを行いました。対象者に関しましては以前から77歳、88歳、100歳といった区切りで行っておりますので、何十年も見直しは行われていない状況です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

99ページ、プレミアム付商品券で、歳入から見ても国からの補助で、実際やって余った分を歳入として云々ということなのですが、これは国に返還しなくていいんですか。余った分は福祉の方で今後活用していくってということなのか、この辺りどうなんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

この事業は令和元年度に実施をされまして、令和2年度に精算を行いました。令和元年度予算を令和2年度に繰り越しをいたしております。その関係もございまして、令和2年度分と一部相殺をされておりますので、令和2年度単体で見ますと歳入歳出が合わないようにも見えますけれども100%の補助となっております。ちょっと分かりにくくて申し訳ないんですけども、繰り越しをした関係でそのようなことになっております。通常、返還を行うんですけども、返還金相当分を令和2年度分で相殺をいたしましたので、結局、返還金は生じないという状況になっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。108、109ページまで行きましたので、次が198ページ出資による権利、こちらはすこやか長寿財団の分ですね。それに併せて成果に関する報

告書、こちらの説明もありました。歳入歳出合わせて全体的に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで福祉課所管の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で10時30分まで休憩します。

(休憩 10時16分～10時26分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、こども政策課並びに高田保育所の審査を始めたいと思います。

高田保育所から提案理由の説明を求めます。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

高田保育所の決算書の歳入についてまず御説明をいたします。22、23ページをお開きください。11款1項1目1節児童福祉費負担金の2段目、スポーツ振興センター共済保護者負担金が高田保育所所管となります。24、25ページをお開きください。

12款1項2目2節児童福祉使用料が5項目とも高田保育所所管となります。1段目は保育料になります。2段目の施設型給付費広域入所分は、町外の子どもを高田保育所へ受け入れた分の保育料で、2人分で延べ12か月分となります。3段目の延長保育料は、保育短時間入所児童が延長した場合の延長料金で延べ64人分となります。4段目の一時預かり料は、入所児童以外の町内の就学前の児童を預かる事業の利用料となり、延べ利用人数は980人となっております。5段目は保育料の滞納繰越分になります。28、29ページをお開きください。13款2項1目2節上から2段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち170万6,870円が高田保育所所管となります。30、31ページをお開きください。13款2項2目2節の上から2段目、子ども子育て支援交付金のうち432万2,000円が高田保育所所管となります。同じく、上から6段目、保育対策総合支援事業費補助金のうち1,000円が高田保育所所管となります。34、35ページをお開きください。14款2項2目2節の上から2段目、保育対策総合支援事業費補助金のうち45万円、3段目、子ども子育て支援交付金のうち146万3,692円が高田保育所所管となります。48、49ページをお開きください。19款5項1目1節雑入の上から12段目、臨地実習受入謝金のうち1万円が高田保育所所管となります。下から7段目、副食費全てが高田保育所所管となります。

次に歳出について御説明いたします。102、103ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費ですが、高田保育所並びに子育て支援センターおひさまひろばにおける運営費です。前年度と比較して異なる部分のみ御説明いたします。3款2項3目1節報酬になりますが、会計年度任用職員のパート報酬が含まれています。3款2項3目3節職員手当等になりますが、会計年度任用職員の期末手当が新たに追加されています。3款2項3目4節共済費になりますが、会計年度任用職員社会保険料が追加されて

います。3款2項3目8節旅費になりますが、会計年度任用職員通勤手当が追加されており、会計年度任用職員人件費で、前年度に比べ885万4,456円の増加となっております。104、105ページをお開きください。3款2項3目12節委託料、給食調理委託料になりますが、賃金の単価上昇により前年度に比べ92万9,326円の増加となっております。一番下のインターネット環境整備業務委託料は、ICT導入のために園舎内でインターネットができるよう整備を行ったものです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました。3款2項3目13節使用料及び賃借料の一番上、自動車借上料が新たに追加されています。入所児童を対象に実施しております内科健診、歯科健診の欠席者が、後日受診をする際にタクシーを使用するものです。また児童がけがをした際に、医療機関受診のためにタクシーを利用します。3款2項3目17節備品購入費の一般備品になりますが、ICT導入のための備品、子育て支援センターでのオンラインでの講座を開催するためのパソコンと、新型コロナウイルス感染症対策のための備品などを購入いたしました。以上となります。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので歳入の方から入っていきたいと思います。22、23ページ、中段のスポーツ振興センター共済保護者負担金。質疑はありませんか。

では24、25ページ、児童福祉使用料が高田保育所の所管です。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

児童福祉使用料が昨年より大分減額になってるんですけども、理由を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

昨年度の10月から保育料の無償化が3歳児、4歳児、5歳児に実施されております。その分で減額となっております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

同じところで、25ページの一時預かり料で、児童福祉使用料が980名ということでお聞きしたんですけども、これは日曜日とか、土曜日とかが多いわけですか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

一時預かりの受け入れは月曜日から金曜日までの平日に限っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

それでは次に進みます。30、31ページ、児童福祉費補助金。ありませんか。
ないようでしたら、34、35ページ。

次に進みます。48、49ページ、臨地実習受入謝金と副食費。質疑はありませんか。
内村委員。

○委員（内村博法委員）

49ページの副食費、これは例えば1食幾ら、単価で決まっているものなのか、あるいは実費精算でされるのか、そこを教えてくださいと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

一月4,500円と決めております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。質疑はありませんか。

では、ないようでしたら歳出の方に移りたいと思います。102、103ページ、高田保育所費、こちらで質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

任用職員が新たに入ったということで、2、3か所が新規のものがありますけども、この任用職員の数と、特に旅費の通勤手当が100万円というかなり大きい額が出てるようなんですけども、その辺りの説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

会計年度任用職員は、高田保育所と子育て支援センターを合わせて39人になります。
通勤手当は距離によって額が決められております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

2人か5人かなってぐらいとっていたものですから、39人って思いもよらない数だったものですから。分かりました。それで割りますと旅費の方も理解はできます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

では次のページの104、105、ICT導入がありましたけど質疑はありませんか。
松林委員。

○委員（松林敏委員）

インターネット環境が整備されたってことですけど、それを活用して子どもたちへの

タブレットなり何かを購入した実績があるのか、予定とかあるのか、お教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

I C Tの整備につきましては、保護者の利便性の向上と職員の業務の効率化を図るもので、児童に直接与えて何か活動をするという目的ではございません。ノートパソコン、タブレット、ルーターなどインターネットができるようになる備品を購入いたしました。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じくインターネット環境整備業務委託料ですけれども、御説明の中で保護者の利便性の向上ということに繋がったということですが、具体的に、例えばどういったような活用方法がなされてるのかをお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

これまで欠席や遅刻の連絡は朝の時間帯にお電話でお受けをしておりましたけれども、I C Tを導入したことで24時間受け付けができるようになりました。そして緊急時の一斉配信の際は、これまでは保育士が1件1件お電話を差し上げていたので、最後の方は1時間ほど経ってから情報を知ることがあったんですけど、今は一斉配信ができていますので瞬時に皆さん同じ条件で情報を得ることができております。あとは保育の様子を写真を掲載することができておりますので、お母様方の端末からお子様の様子を知ることができるようになりました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

欠席の連絡とか、いろんな諸行事とかの一斉送信ができるということですが、ちなみに利用されている世帯はどのくらいの割合、ほぼ皆さんされているのか、それとも一部まだ利用されていない家庭もやっぱりいらっしゃるのか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

今、82名の児童が入所しております。利用されていない御家庭は1名になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

インターネットの関連ですけれども先程児童の様子を見られると、自宅に居てですね。それは何かパスワードが付与されて、限定されているのかですね。誰でも見られるのかどうか、その辺りちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

児童一人一人に対して個別のIDが配布され、そのIDを入力して閲覧するようになっておりますので、IDを知り得ない方は閲覧できないようになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。歳入歳出どちらでも結構です、質疑はありませんか。ないようですので、高田保育所の質疑を終了したいと思います。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

こども政策課の提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

最初に、先程お配りした資料の御説明を申し上げます。正誤表の方からよろしいでしょうか。主要な施策の成果に関する報告書の34ページの保育所、認定こども園、幼稚園施設型給付費補助金の令和2年度の補助額の中で、数値の誤りがありました。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。それと個別資料として、歳入の収入状況をお配りさせていただいております。

それでは、こども政策課所管について御説明いたします。歳入総額は24億8,889万7,174円、前年度と比較して3億3,396万5,946円増額となっています。歳出総額は34億7,939万1,999円、前年度と比較して5億8,771万8,890円増額となっています。それでは、令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき、昨年度と異なる点を中心に御説明いたします。22、23ページをお開きください。11款1項1目1節児童福祉費負担金と2節滞納繰越分が、こども政策課所管になります。1節児童福祉費負担金（保育料）ですが、無償化が令和元年度10月に始まったことに伴い、対前年度比6,172万3,970円の減額となっております。2節の保育料滞納繰越分の収入未済額は249万8,200円、実人数は6人分となっております。不納欠損で103万2,050円、実人数3人分を処分しております。2目1節保健衛生費負担金はこども政策課所管です。養育医療費保護者負担金とは、未熟

児で生まれた赤ちゃんの入院養育が必要と医師が認めた場合に医療費を助成するもので、所得に応じた自己負担分になります。次に28、29ページをお開きください。13款1項1目1節の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち56万2,500円がこども政策課所管です。育成医療費に対する2分の1国庫負担となっております。2行下の障害児入所給付費等国庫負担金はこども政策課所管です。障害児通所給付費に対する2分の1国庫負担で、利用者及び利用回数の精査を行ったため約582万5,708円の減額となっております。2節の保育所運営費負担金は、無償化と入所児童数の増加に伴い8,192万1,787円の増となっております。3節の児童手当負担金は対象児童の減少により約1,500万円の減となっております。4節の子育てのための施設等利用給付交付金は、幼稚園や認可外保育施設の保育料や預かり保育など、幼児教育無償化に伴う交付金です。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の国庫負担金で、掛かった医療費から自己負担分を除いた2分の1が国庫負担となっております。次に30、31ページをお開きください。2項2目2節児童福祉費補助金、保育所等整備交付金は、あやめ幼稚園の建て替えに伴う保育部分の整備交付金で3分の2が国庫負担となっております。その下の子ども・子育て支援交付金が前年度と比較して約651万円増となっているのは、放課後児童クラブや子育て支援センター、病児保育やファミサポ等への新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助金が増額となっているからです。感染症対策は全額国庫補助となっております。認定こども園施設整備交付金は、あやめ幼稚園の建て替えに伴う教育部分の整備交付金で2分の1が国庫負担です。子ども・子育て支援事業費補助金は学童保育に対する臨時休業時の助成等に係るもので、全額国庫負担です。保育対策総合支援事業費補助金は保育所に対する新型コロナウイルス感染症対策に係るもので、全額国庫負担となっております。子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金は、コロナの影響を踏まえ、子育て世帯に対して児童手当受給者一人当たり1万円を給付したもので、こちらも全額国庫負担です。子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金は、上の補助金に係る事務費分でシステム改修費、職員手当に係るもので、こちらも全額国庫補助です。支援対象児童等見守り強化事業補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で児童虐待やDVリスクが高まっていることから、子どもの見守りを強化する事業に対する補助金で、こちらも全額国庫補助です。次に3目1節保健衛生費補助金の2行目、妊娠・出産包括支援事業補助金は産後ケア事業に対する補助金で、妊婦へのマスクの配布に係る費用の補助に係る費用で、2分の1が国庫補助となっております。次に3項委託金です。32、33ページを御覧ください。3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課所管です。受給資格者は130人となっております。

次に14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち28万1,250円と3行下の障害児通所給付費等負担金がこども政策課所管です。いずれも4分の1県費負担となっております。2節から4節までは全てこども政策課所管です。2節の保育所運営費負担金は4分の1、施設型給付費等事業費補助金は2分の1、

3節児童手当負担金は6分の1、4節の子育てのための施設等利用給付交付金は4分の1がそれぞれ県費負担となっています。次に2目です。34、35ページを御覧ください。1節保健衛生費負担金はこども政策課所管です。未熟児養育医療費の県費負担金で補助率は4分の1となっております。次に2項2目1節社会福祉費補助金の4行目の小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費は4分の3県費補助です。次の行の福祉医療費補助金（障害児）は2分の1補助となっております。長崎県障害者総合支援事業費補助金は、臨時休校に伴う放課後デイサービスの保護者負担金に係るものです。次に2節児童福祉費補助金は全てこども政策課所管です。1行目の母子家庭等児童助成事業は学童のひとり親に対する保育料の補助で、県費2分の1補助となっております。2行目の保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策と継続的なサービス提供を維持するための補助金で、補助率10分の10となっています。3行目の子ども子育て支援交付金は、学童保育に対する臨時休業時の助成で、県費3分の1負担と町内の子育て支援事業に感染症対策を図りながら事業を継続するための補助金で、補助率10分の10となっています。4行目の長崎県妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業費補助金は、特別定額給付金の対象にならない4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した乳児1人当たり10万円を支給するもので、県費2分の1補助となっています。

次に40、41ページをお開きください。16款1項3目1節社会福祉費寄附金100万円がこども政策課所管です。44、45ページをお開きください。17款2項7目1節地域福祉ボランティア基金繰入金がこども政策課所管です。保育所等整備交付金の町負担分、補助基準額の12分の1相当分を地域福祉ボランティア基金より繰り入れております。46、47ページをお開きください。19款5項1目1節雑入です。上から12行目の養育医療費返還金は全額こども政策課所管です。養育医療費の自己負担分に対して福祉医療費で補填される分を受け入れております。次のページの電柱等設置使用料のうち400円がめぐみ保育園敷地内の電柱2本分です。4行下の福祉医療費返還金は高額療養費該当による過年度還付金です。16行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金は全額こども政策課所管です。歳入は以上です。

次に歳出です。88、89ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち、1節報酬の4行目、要保護児童対策地域協議会委員報酬、5行目、一般事務補助パート報酬、6行目、児童虐待防止専門員報酬がこども政策課所管です。3節職員手当等の時間外勤務手当のうち61万3,209円と、会計年度任用職員期末手当がこども政策課所管です。4節共済費の社会保険料、8節普通旅費のうち2万2,100円、研修旅費全額、費用弁償のうち2万3,800円、次のページの10節の消耗品費のうち1万3,154円、印刷製本費のうち19万8,000円がこども政策課所管です。パート報酬と会計年度任用職員期末手当と印刷製本費、役務費の審査支払手数料は福祉医療費の現物給付と虐待に関する経費となっております。12節委託料の3行目の福祉医療費システム保守委託料がこども政策課所管です。18節、下から2行目の支援対象児童

等見守り強化事業補助金が、歳入で説明しました支援対象児童等見守り強化事業補助金を、見守りを行う4事業所へ補助をしており、延べ550人に支援を行っております。

19節扶助費の乳児医療費から父子家庭の子医療費までと、一番下の子ども医療費がこども政策課所管です。県費補助対象である乳児から父子家庭の子までのトータルを見ますと前年度より約260万円の減額となっておりますが、町単独の子ども医療費は令和2年度より小中学生の現物給付を行ったため、前年度より約2,300万円の増となっております。次に2目障害者福祉費のうち1節報酬の療育指導員補助員報酬がこども政策課所管です。補助員1名分です。92、93ページをお開きください。7節報償費のひばり学級療育指導医師等謝礼は年長の保護者向けの講話を行っております。医師等謝礼は、ひばり学級の乳幼児のドクターの検査、診察の謝礼を計上。8節、普通旅費のうち7,500円、会計年度任用職員通勤手当のうち2万4,000円、10節、消耗品費のうち17万3,329円、医薬材料費と11節役務費のリサイクル料、6行目障害児通所給付支払事務手数料と7行目の育成医療費支払事務手数料がこども政策課所管です。12節委託料の下から5行目のひばり学級施設管理委託料と、すぐ下のひばり学級療育指導業務委託料がこども政策課です。ひばり学級療育指導業務委託料は親子療育の充実を図るため昨年度より1人分増員をして業務委託をしており、対前年度比230万円増となっております。13節使用料及び賃借料の自動車借上料はドクターのタクシー代となっております。17節備品購入費は知能検査セットと冷蔵庫の購入を行っております。94、95ページをお開きください。19節扶助費の8行目、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費、6行下の障害児通所給付費、すぐ下の育成医療費がこども政策課所管となっております。前年度との相違点は、障害児通所給付費で障害児通所事業所が町内で1か所増えたことにより利用者が増加し、約1,000万円の増となっております。また、コロナによる特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービス支援事業分が約100万円増となっております。育成医療費は、前年度と比較して申請人数が9人から7人と2人減少したことから約16万円の減額となっております。22節償還金、利子及び割引料の上から2つと下から3つがこども政策課所管です。令和元年度補助金の精算による返還金です。

次に98、99ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費から107ページの4目児童館費まで全てこども政策課所管です。1節報酬の2行目、一般事務補助パート報酬は子育て世帯給付金と児童無償化に伴うものです。10節、消耗品費70万7,399円、印刷製本費327万7,400円、郵便料12万5,773円、委託料の一番下の封入封緘業務委託料は、コロナの感染症対策のための絵本作成に係るものです。12節委託料の4行目、病児・病後児保育事業委託料は、コロナで利用控えがあったため延べ139件の利用回数にとどまっております。5行目の子育て世帯臨時特別給付金に係る委託料とその下の封入封緘業務委託料は、職員の健康管理を考慮して印刷や封入作業を外部に委託しております。17節備品購入費は、感染症対策として保育所や各児童

館に非接触型の体温計や玩具殺菌庫や空気清浄機等を購入しております。100、101ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の1行目放課後児童クラブ運営費補助金は、わかばっ子クラブが要件を満たしたため補助金を交付したことが主な増額の理由です。その下の放課後児童クラブ障害児受入促進事業補助金は1か所に3人以上障害児を受け入れ、支援員を最低4名配置しているクラブに追加で補助をしており、対象クラブが3クラブから1クラブに減となっています。2行下の保育所等整備交付金は、あやめ幼稚園の建て替えに伴う国と町の負担分に伴う交付金です。その下の放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、1支援当たり50万円を上限として、感染症対策の物品購入費に対する助成を行っているのと、学校の臨時休業時の支援に関する助成を行っております。その下の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金は、町内保育所と支援センター、病児保育、ファミサポ、児童館など、町内の子育て支援施設に感染症防止に係る物品の購入経費や人件費の補助を行っております。その下の子育て世帯臨時特別給付金は3,358世帯、5,870人へ一人当たり1万円の給付金を支給しております。その下の乳児のための臨時特別給付金は319世帯、321人へ一人当たり10万円の給付金を支給しております。19節の児童手当については、支給対象児童の減少により対前年度比1,679万5,000円の減額となっております。その下の特定教育・保育等実費徴収補足給付費は、無償化に伴い一定所得以下の世帯と第三子について、幼稚園の副食費を助成しております。その下の子育てのための施設等利用給付費は、子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、預かり保育などの各種利用料についても無償化の対象となったため給付を行っております。

次に2目児童福祉運営費は、保育所、認定こども園等への運営費に対する補助金です。18節負担金の1行目、障害児保育事業補助金は町の単独補助で、前年度の約2.2倍、180万円の増となっております。12行目の一時預かり事業は実施をしている園が1か所減少したため、前年度より約118万円の減額となっております。運営費補助金は、入所児童数の増減に伴い運営費も増減をしております。認可保育所等の運営費補助金全体で見ますと前年度より約7,600万円の増となっており、要因は無償化に伴い保育料分が補助に上乗せされるため増加傾向となっております。

次に104、105ページをお開きください。4目児童館費です。前年度と異なる部分を説明します。1節報酬の2行目、児童厚生員報酬は前年度より167万円増、3節職員手当等の期末手当、4節共済費の社会保険料の74万円増につきましては、会計年度任用職員に伴う増額分です。106、107ページをお開きください。10節需用費の修繕料は、子どもの安全確保を優先して修繕を行っております。14節の施設整備工事費は、長与北児童館の屋上防水塗装工事が主なもので、ほかに長与児童館に空調を設置するなどの工事を行っております。17節備品購入費は、棚や遊具など環境整備及び遊具の充実に努めております。

次に、112、113ページをお開きください。4款1項1目3節の時間外勤務手当

については、486万708円のうち195万8,271円がこども政策課所管です。時間にして890時間、前年度より166時間の増となっています。人事異動に伴うものが主な増の要因となっております。次に114、115ページをお開きください。2目感染症予防費です。1節報酬のうち5万6,918円、7節、普通旅費のうち1,250円、会計年度任用職員通勤手当のうちの3,840円、10節、消耗品費のうち1万4,000円、印刷製本費のうちの35万2,572円、12節、予防接種委託料のうち1億8,539万316円、19節、予防接種助成費の185万5,735円がこども政策課所管となります。前年度と異なる点はロタウイルスのワクチンの定期接種を10月より行ったことと、乳幼児のインフルエンザについて無償化を行ったため、12節の予防接種委託料が約1,000万円増額となっております。22節償還金、利子及び割引料はコロナ対策事業の元年度返還金です。次に116、117ページをお開きください。3目1節報酬の一般事務補助パート1名分と、3行目の保健師パート報酬の一部、下から3行目の子育て支援専門員2人分は、子育て世代包括支援センターに係る経費となっております。新たに増えたパート報酬は、母子事業のスタッフを元年度まで謝礼金として支払っていましたが、2年度より会計年度任用職員へ移行し、報酬として支払ったことによるものです。子育て相談専門員報酬が前年度より180万円増、4節の社会保険料も約50万円増となっております。これは元年度、相談員が4月から12月まで見習い期間であったため今年度は報酬額が増額しております。7節報償費の母子保健推進員報償費が前年度より84万円減しているのは、コロナにより事業を中止したことによるものが主な理由です。12節2行目の産後ケア委託料はショートステイ利用者が4名、デイケア利用者が延べ13名、子育てに対する孤立感や育児不安の軽減を図っております。3行目の健康管理システム月間保守管理委託料は、昨年度まで健康保険課で一括契約を行い支払いまでしていましたが、こども政策課も半分使用をしておりましたので、その分を支出しております。17節備品購入費では、感染対策のために非接触体温計や、オンライン相談や講座用として環境整備を図るためLANケーブル等を購入しております。19節の養育医療費は未熟児に対する医療費助成で対象者は8人となっております。

172、173ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費はこども政策課所管となっております。18節負担金、補助及び交付金の幼稚園就園奨励費補助金は無償化に移行しましたが、私立幼稚園預かり保育促進事業補助金につきましては、0歳から2歳児クラスの課税世帯が無償化の対象外となったため、31名に一部補助を行っております。最後に主要な施策の成果に関する報告書につきまして32ページから42ページまでがこども政策課所管となっております。事業の概要等につきましては事項別明細の説明書と重複しますので、主にコロナ対策の分の説明をさせていただきます。33ページをお開きください。放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業は小学校の臨時休業に伴う午前中からの開所に伴う経費、人件費の増加分や感染拡大防止を図る事業についての助成を11クラブ12支援に対して行っております。37ページ

の新型コロナウイルス感染症対策事業は町内の保育所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、児童館に対して、感染症防止に係る物品の購入や人件費の補助を行っております。42ページの乳児のための臨時特別給付金事業と子育て世帯への臨時特別給付金事業は、コロナに伴う臨時特別な給付措置としてそれぞれ支給しております。

以上が、歳入歳出決算に係るこども政策課所管分です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入の方から質疑を受けていきたいと思いますが、まず22、23ページ。こちらの方で質疑はありませんか。

ないようでしたら、次28、29ページ、質疑はありませんか。

それでは30、31ページ、児童福祉費補助金などがありました。

では、次に進みます。32、33ページで質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

障害児通所給付費等負担金に関連して、新型コロナによって増になったという説明があったと思うんですが、これは小学校の臨時休業に伴って、その分、費用負担が出たっていう、そういう理解でよろしいんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

特別支援学校等が臨時休校をしたときに、放課後デイサービスをその時間から利用されることに伴って、その分のお金が増えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

それでは34、35ページ上段の母子保健衛生費負担金と下の行。ありませんか。

では40、41ページ、ここは基金でしたね。

次に進みます。46、47ページ、次の48、49ページまで、質疑はありませんか。

ないようでしたら歳出に移りたいと思います。88、89ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

児童虐待防止専門員報酬で令和2年度、児童虐待って本町でもそういう疑いがあったり、実際あったりとかいうのは、今どういう状況なのか、説明いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和2年度の虐待相談の対応件数ですけれども、身体的な虐待に関する相談が14件、

心理的な虐待に関する相談が28件、ネグレクトに関する相談が5件あっております。

30年度から令和元年度、件数的には減ってきている状況ではありますが、やはり相談等がっておりますので、そちらに関してはこども政策課の方で教育委員会とか、警察また児童相談所等と連携を取り、対応を取らせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

減少傾向にあるとはいえ、そんなにあるのかという数字なんですけど、ちなみに、こういったケースっていうのは発見が難しいと思うんですけど、例えば、どういう経路で「ちょっと要注意だな」というような実態を町として把握するのか、そこをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

町の方に入ってくる場合っていうのはいろいろなケースがあるんですけども、例えば学校の方から、学校を欠席されている場合とか、気になる御家庭の場合は、こども政策課に訪問して欲しいというような依頼があったり、あと、傷痕とかがある場合とかに園の方とかから連絡があったりして、こども政策課の方で対応するというような場合もございます。そのケースによって違いますけれども対応はさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみにそういったケースがあって、それぞれきちっと然るべきルートに対応を繋げていっているのか。もう手に負えないというか、放置はしてないと思いますけれども、そういうことがないようにされているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

要対協の組織で、困難なケース等につきましては児童相談所等や警察とかと対応をさせていただいたり、あと教育委員会や園の方とかと協力をさせていただいたりして対応をしております。やはり、なかなか支援に繋がりにくい御家庭っていうのも一定いらっしゃいますが、そういう方にも児童相談所の方であったり、こども政策課の方であったりとかで、そういうふうな安否確認等をして支援を行っている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

いろいろな対応をされているというのは分かりました。ちなみに民生委員・児童委員、

その辺りとはそういう状況というのは伝えて、地域で見守り的なことも、そういうルートもちゃんと確立はなされているのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

要対協の実務者会議とか、個別ケースの場合に、民生児童委員とかもケースによって呼んだりして連携を取っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

では次いきたいと思います。90、91ページ。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

91ページの支援対象児童等見守り強化事業補助金の具体的な内容をお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

この事業が令和2年8月から始まった新たな事業になります。民間団体等が訪問をして、要保護要支援の児童をこちらの方で選んで、状況の把握とか、食事の提供、あと学習、生活指導の支援などを通じて、子どもの見守りを行うっていう事業になります。令和2年度が物資の支援事業と食料の支援事業、あと体験学習の事業を行っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

それでは次、行きたいと思います。92、93ページ。質疑はありませんか。

じゃあ進めていきたいと思います。94、95ページ、質疑はありませんか。

ないようでしたら、98、99ページ。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

99ページの長与町コミュニティWebサイト保守委託料、子育てに特化したホームページを立ち上げていると思うんですが、この利用状況は町として見込んでいるように、活発に閲覧等々されて、利活用はされているのか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

閲覧件数ですけれども、令和2年度が9万3,782回の閲覧がっております。元年度が5万9,328回となっておりますので閲覧回数も伸びておりまして、一定こちらを町民の方も利用されているというふうに捉えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

コロナに関する子どもたちへの絵本の作成に関してちょっとお聞きしますが、予算が上がっておりましたので、全体の金銭的なものはあまり変わらないかと思うんですね。先程、分割でそれぞれおっしゃったんですけども、結局総額幾らで作成がされたのか。また、作成することによって、これを配布した効果というのが、皆様からの評価というのがどういうふうだったのか、その状況を教えていただければと思います。

○委員（松林敏委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

総事業費は305万1,094円となっております。3歳未満児に1,550人、3歳以上の子どもたち2,079人に配布をさせていただいております。この絵本の効果ですけれども、やはりコロナの状況っていうのが令和2年度だけではなく、今も引き続き続いている状況ですので感染対策、手洗いがやはり基本になりますので、そちらを親子で読んだり、おひとりで読んだりっていう中で、ウイルスに対する教育というのは一定なされていると思います。やはり、子どもたちがこの読み聞かせとかを高田保育所等で行ったときとかに、にこにこした笑顔で一緒にしている姿とか、話とかお聞きしますので、こちらの絵本を作ったことで一定の効果は出ているというふうに考えております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

次、100、101ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

101ページの児童福祉運営費の補助金ですね。各保育園、認可外もそうなんですけど、ちなみに割り振りというのは基本的にどういう感じになっているんですか。例えば、何歳未満児が何人だからというような児童数、園児数でやるのか。例えば園の規模とか、面積とか、そういう複雑なものなのか。概略で結構ですが、ちょっとその辺りの基本的なところを教えてもらえませんか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

園の定員数と子どもの年齢によって公定価格が定められていて、それによって補助金の金額が変わってきます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。いいですか。

それでは102、103ページ。

104、105ページ、児童館費。質疑はありませんか。106、107ページまで。堤委員。

○委員（堤理志委員）

児童館全体について、以前ちょっと町民の方から、長崎市なんかが土日も活用できて、長与町の方が逆に長崎市のを利用したりとかやっていて、長与でもそういうふうにはできないのかなというのがあるんですけど「ちょっと難しい」ということだったんですが、そういう要望というのはないものか、また検討されてないものか。それから今現在、低年齢の子どもから比較的大きな小学生ぐらいまで利用されていると思うんですが、異年齢の子どもがいることで、ある担当の方は「それが逆に異年齢交流でいいんだ」という方もいらっしゃるけど、「大きな子どもが動き回って小さい子ども等の安全性が大丈夫か」という声もあったりで、私も現場を見てないので分からないんですが、担当部としてその辺りはこの間どのようにお考えですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

土日開館ですけれども、土曜日は開館しております。日曜日にも1か所、おひさまひろばは月に1回、午前中、日曜開館を行っております。それと異年齢の方が交ざることについて、やっぱり怪我とか、そういうことを心配される方もいらっしゃると思うんですけれども、現在コロナ禍ということで利用の制限をかけて、時間で分けておまして、乳幼児と小学生については、現在、分けて利用を行っている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

112、113ページ。114、115ページ、質疑はありませんか。

それでは次に進みたいと思います。116、117ページ、いいですか。

歳出最後。172、173ページ、幼稚園教育振興費が所管になっています。

では主要な施策の成果に関する報告書の説明もありました。歳入歳出併せてどちらでも結構です。全体的に質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

保育園の児童待機の状況ですね、今、どのような状況になっているか。それと放課後児童クラブへの待機状況を教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

保育園の待機児童につきましては、令和3年4月時点では0人になっています。今回の9月時点で2名発生しております。放課後児童クラブに関しては0人になっています。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

年度ごとの待機状況で捉えてみれば確かにゼロとか、そういうことなんですけども、年度途中で入られる方がおられるんですよね。なかなか入れないっていう話がいっぱいきているんですよね。だから、その辺りの解消はどのようにやっておられるか、そこがよく耳にするところなんですけども、そのこのところを教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

なかなか入れないっていう人は、園の定員数は令和3年度も増えているんですけども、やはり希望する園とかに入れずに待たれているような方が多いのではないかと思います。「どの園でも大丈夫」っていうことであれば入れる方も多いと思うんですけども、たまたま選んだ園が、その年の子どもがいっぱい入っていて入れなかったり、そういったことが多いように思います。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

年度途中で希望者がなかなか入れないという話が、よく耳にするんですけども、やはり、そういったところを改善していく必要があるのではないかなと思うわけですよ。やっぱり子育ての町、長与町ですから、そのこのところをどういうふうに改善されていくのか、そこを知りたいんですよね。見解を伺いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

やはり町としては、保護者の御意向と実際の園の受け入れの状況を精査し、調整していくっていうことで、今後も待機児童が出ないように行っていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

是非、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（金子恵委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

入所申請の仕組みについてお聞きしたいんですが、普通、入所する場合、仕事が決まってから入所の申し込みというような仕組みになっているかと思うんですが、実際、子育てをしていた中で私もそれを感じたんですが、保育所が決まるまでの保育がなかなか厳しいものがあるというのをよく聞くんですが。こういうところの仕組みは、実際にはもう決まっていて、長与町自体で変えるというか、その対応をしてやるということは不可能なんですか、その辺りよく耳にするので御説明いただければと思います。

○委員（松林敏委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

就労のための準備期間につきましても、入所の申請はできるんですけども、やはり、どうしても実際に就労されている方と比べた場合、保育の必要性っていうのはどうしても低くなってしまいますので、入りにくいという状況はあるかと思いますが、そういう場合も就労活動をするためにファミサポの利用だとか、あとは高田保育所等で行っている一時保育とかを利用していただいて、就労活動を行っていただいて就職に繋げていただくというような方法をとっていただければというふうに考えております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

全体として、コロナの影響で赤ちゃんの数が減っているのかなとニュースで見るとはすけれども、今後、赤ちゃんの数が減る要素が続く場合、こういった事業自体も来年度、再来年度ぐらいから少し縮小していく方向になるのかなと思うんですけど、その辺の影響とかはないでしょうか、お聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

コロナの影響等によって出生数はやはり減少傾向ってというのはあるんですけども、母子保健の事業につきましてはこども政策課としては例年どおり縮小ではなく、拡充の方向で行っていきたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

一応確認のために、コロナ前とコロナ後で赤ちゃんの数、どれくらい影響があるのか教えていただけたらと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

元年度末で373人、2年度末で356人なので17名減少をしております。平成30年度末が349人です。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

子育て支援全体について、この間ずっと各園を改修して定員を増やすということで待機児童の解消を図ってきたんじゃないかと思うんですが、高田南の方が今から造築していく中で宅地が造成されていくと若い世代の方が増えていくと思うんですよね。そうなったときを予測して、果たして大丈夫なのか。また、さらにあの地域で「なかなか保育所に入れないよ」というような声が出てくるんじゃないかという心配もするんですが、その辺りを見越した今後の考え方等あれば、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まだ高田南の実数につきましては、どれくらいの宅地が出来て、どれくらいの方が入ってくるっていうのがちょっと分からないんですけども、推計値については、こども政策課としてもこれくらい的人数が増えるんじゃないかという推察はしております。今の現状では、一時的に足りない時期が出てくるのかなというふうには考えておりますが、やはり自然減少の方がかなり速いスピードで起こるような推計値が出ており、そこでまた定員を増やすようなことまで、その時期に必要なかっていうのにつきましては、もう少し吟味が必要なのかなというふうに、今現在としては考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これでこども政策課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

13時15分まで休憩します。

(休憩 12時03分～13時10分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

ただいまより総務課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

皆様こんにちは。お疲れ様です。それでは長与町一般会計決算書の総務課及び選挙管理委員会所管に係る主な内容につきまして御説明をいたします。初めに歳入です。事項別明細書の34、35ページをお開きください。それでは14款1項4目総務費県負担金の災害応援職員派遣経費負担金は、昨年7月の豪雨における熊本への職員派遣経費に対する負担金となっています。36、37ページをお開きください。3項1目1節総務管理費委託金のうち、2段目の人権啓発活動地方委託事業委託金43万2,000円が総務課所管となっています。総務課の「人権の花運動」と生涯学習課の「人権作文標語集」などに係る経費に充当をしております。4節選挙費委託金の在外選挙人名簿登録事務委託金が選管所管です。次に46、47ページをお開きください。19款5項1目1節雑入です。次のページに行きまして、上から4行目の研修助成金収入39万3,630円が総務課所管です。令和2年度中に実施した研修に対しまして、市町村振興協議会、県町村会から一部補填をいただいております。それから13行下の公文書開示費用負担金、その3行下の退職手当負担金調整金が総務課所管です。退職手当負担金調整金につきましては、退職手当の事務を担っております長崎縣市町村総合事務組合から長崎市が脱退したことから、旧制度のときの納入不足額について長崎市が一括納入して清算をすることとなりました。本町を含む旧制度のときの納入過払団体に対し、按分した額を一時金として受け入れたものとなっております。歳入は以上です。

続いて歳出です。56、57ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬です。1行目の行政改革推進委員会委員報酬7万8,200円は委員4名分で、2年度は第5次大綱策定のため3回開催をしております。3行目の表彰審議専門委員会委員報酬4万9,000円は委員7名分で、1回開催をしております。4行目の行政不服審査会委員報酬4万900円は委員4名分で1回開催をしております。下から2行目の産業医報酬60万円も総務課の所管です。職員の健康確保や職場環境に関し御助言をいただいたり、長時間勤務した職員や希望者の個別面談などをお願いしております。2節から4節までの人件費につきましては、総務課8名分、秘書広報課4名、契約管財課5名のほか、町長、副町長に係る支出となっております。2節から4節までの合計額は、前年度比約139万円の増額となっております。主な理由は、会計年度任用職員の期末手当が新たに支給されることになったことや、時間外勤務約78万円増と

なっております。次に58、59ページをお開きください。7節報償費はどちらも総務課所管です。自治功労者表彰費は前年度と比較して約90万円の減額となっておりますが、前年度は町制施行50周年記念特別表彰があったためでございます。8節旅費、普通旅費のうち27万4,940円が総務課の所管です。そのうちの25万4,440円は災害派遣による旅費となっております。研修旅費と費用弁償は全額総務課の所管です。研修旅費は対前年度比約63万8,000円の減額となっております。各種研修会が中止やオンライン研修となったことによるものです。10節需用費のうち総務課所管分は、消耗品費のうち527万1,208円、食糧費のうち4,000円、印刷製本費のうち5万8,520円、合計533万3,728円で、前年度比約47万円の減額となっております。意見交換会の中止や規模の縮小など、コロナ禍の影響によるものです。11節役務費のうち総務課所管分は、郵便料の全額、通信運搬費のうち77万1,295円、手数料のうち6,600円、総合賠償保険料と新型コロナウイルス検査手数料は全額総務課所管です。昨年度との違いは新型コロナウイルス検査手数料ですが、県外へ災害派遣した職員につきまして、行きと帰りのそれぞれ2回検査をしております。12節委託料のうち総務課所管分は、上から職員健康診断委託料、長崎県公平事務委託料、研修委託料、職員採用試験事務委託料、郵便料金システム保守委託料、文書廃棄処理委託料です。一番上の職員健康診断委託料が、単価及び対象受診者の増により約35万円の増額となっております。研修委託料は、コロナの影響により約30万円の減額となっております。職員採用試験事務委託料は、昨年度専門職試験がなかったため約14万円の減額となっております。ほかは例年並みです。13節使用料及び賃借料のうち総務課所管分は、自動車借上料のうち5,690円、有料道路等使用料のうち8,210円、用具等借上料8,800円、職員採用試験会場施設使用料、以下は全て総務課所管分となります。昨年度との変更点は郵便料金システムリース料で、再リースから新規リースに更新したことによりまして約25万円の増額となっております。次に18節負担金、補助及び交付金のうち総務課所管分は、上から長崎県町村会負担金、職員厚生費、長崎人権擁護委員協議会負担金、発明協会長崎県支部事業費負担金、各種講習会負担金、長崎県社会保険協会会費、日本非核宣言自治体協議会負担金、次のページに行きまして長崎県市町村行政振興協議会事業負担金、私人に対する災害補償事業負担金、以上が総務課の所管となっております。昨年度との変更点としましては、59ページの各種講習会負担金がコロナの影響で各種事業が中止となったため、対前年度比約53万円の減額となっております。61ページの上から3行目の私人に対する災害補償事業負担金は、交通指導員、母子保健推進員、環境サポーター等の災害補償事業負担金となっております。

次に76、77ページをお開きください。2項1目税務総務費です。1節報酬の固定資産評価審査委員会委員報酬は委員3名分の報酬で、1回開催をしております。78、79ページをお願いします。8節旅費のうち費用弁償4,500円が総務課所管分です。次に82、83ページをお開きください。4項選挙費は全て選挙管理委員会所管分です。

1目選挙管理委員会費は、選挙管理委員4人分の報酬、担当職員の人件費、このほか定例的な事務に要する経費を支出しております。対前年度比31万9,000円ほど減額になっておりますが、西彼杵郡選管連合会による視察研修が隔年で実施をされており、その際のコピー代が2年度はないことや、県主催の会議が書面決議等となったことによるものです。84、85ページの2目選挙常時啓発費については、長与町明るい選挙推進協議会及び選挙啓発に係る経費です。選挙啓発につきましても、イベント中止等により前年度の約半分の支出となっております。次に3目長与町長選挙費は、令和2年4月26日執行予定でありました長与町長選挙に要した経費で、支出が2か年度にまたがっており、令和2年度分の支出となっております。主な支出は、ポスター掲示板設置委託料や投票所のパソコンレンタル料となっております。以上が、総務課及び選挙管理委員会所管についての説明です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑に移りたいと思います。まず34、35ページ、災害応援職員派遣経費負担金、これらがありました。質疑はありませんか。

では進めます。36、37ページ。ありませんか。

では雑入です。48、49ページに所管分が載っています。

歳出に移りたいと思います。56、57ページ、総務費です、質疑はありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

49ページの公文書開示費用負担金ですが、これは情報公開請求の分に当たるのかということと、ちなみにこの決算年度で主に、内容的にはどういったものがあったのか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

これは情報公開開示請求15件と、個人情報開示請求5件、合計20件分の歳入となっております。内容としましては、役場庁舎内の機構図とか、自治会長名簿とか、そういったものの情報公開請求。個人情報開示につきましては、個人の証明書が一定期間出されてなかったかどうかという確認の個人情報開示請求があっている状況です。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。ちなみに今おっしゃった自治会長の開示ということですが、自治会長の情報というのは一般的に、例えばどこまで開示されるものなのか教えてもらえますか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

自治会長名簿は部分開示ということで、自治会名と自治会長名だけになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

では進めます。58、59ページ。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと理解を深めるために、59ページの郵便料金システムリース料が更新したということですが、郵便料金システムがそもそもどういったものなのかをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

郵便料金システムについては総務課に機械を設置しており、各課から郵便を発送する際に総務課で取りまとめを行っているんですけども、その際に通常であれば切手を貼ったりとかいう形で発送の準備をするわけですけども、そのシステムに封筒を通すことによって切手の代わりに料金が印字されまして、それで時間を短縮してというか、事務を効率化するために郵便を機械に通して料金を集計して、月にまとめて郵便料金をお支払いするような形で活用をしております。そういったシステムになります。

○委員長（金子恵委員）

ほか質疑はありませんか。

では次、60、61ページ。事業負担金2件が所管です。質疑はありませんか。

それでは次、76、77ページ下段です。質疑はありませんか。よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

固定資産評価審査委員報酬は、なぜ税務じゃなくて総務課なのか、何か根拠は。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

固定資産評価審査委員会といいますのが、固定資産の評価に関する不服申立の審査をするところになりまして、所管に不服申立をするのではなくて、総務課がその役割を担っているということになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。78、79ページまで進みたいと思います。

ないようでしたら82、83ページ下段から84、85ページ、質疑はありませんか。

よろしいですか。全体とおして歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

幾つかの研修か何かはコロナとかでできなかったと思うんですけども、できなかった分を今年度以降増やしていこうという考え方になるものなのか、もうできないものはしょうがなくして何の障害もないものなのか、その辺を教えてくださいと思います。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

昨年度コロナの影響により、通常、集合研修と言うんですが、会場に集まって講師から研修を受けるというスタイルであったんですけども、ウェブでの研修に切り替えたりとか、工夫をしながら行ってきたわけですけども、確かに講師をお招きできなかったりっていう場面もありましたので、その分を来年度以降、補いたいという気持ちはあるんですけども、予算の状況を見ながらやっていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほか質疑ありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、産業医の話が出たんですけど、産業医の仕事っていうのは労働安全衛生委員会に出席して意見を述べるとか、それから長時間残業に伴う健康被害状況のチェックとか、それから実際に職場に行って安全性の点検をするとか、そういった大きな役割があるわけですね。加えて、今度コロナが出てきて、産業医の先生もかなり大変じゃないかなあとと思っているんですけども、実際、役場ではどういうふうに活用をされているのか、実態を教えてくださいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

産業医にお願いをしている部分につきましては、職場環境の整備の部分でのアドバイスをいただくために職場の方に実際出向いていただいて、各課を回って環境がきちんと整っているかっていうところの確認、またはアドバイス等もいただいております。あと個人の健康の部分で、長時間勤務になった方とか、あと個別に産業医と面談をしたいという希望者には、個別に面談を実施させていただいております。あとはちょっとお休みが重なったりとか、そういった気になる方のアドバイスをいただく。会議に出席をしていただく、そういった役割を担っていただいております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

コロナでは特別なことはされてないんですか、コロナに関しては。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

コロナの件につきましては、昨年10月に職場巡視をしていただいた際に執務室の状況を確認いただいて、窓口業務におけるパーテーションの設置の確認とかいったものをしていただいて、コロナ禍における業務の取り組みについて助言をいただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

ないようでしたら質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで総務課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で13時50分まで休憩します。

（休憩 13時37分～13時45分）

○委員長（金子恵委員）

ではお揃いですので時間前ですが、休憩を閉じて委員会を再開します。

本案について契約管財課の提案理由の説明を求めます。

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

皆さんこんにちは。それでは令和2年度一般会計決算に関しまして、契約管財課所管分について事項別明細書に基づいて御説明いたします。初めに歳入の方から説明させていただきます。24、25ページをお開きください。12款1項1目1節管財使用料、収入済額3,850円。内訳につきましては長与駅コミュニティホール使用料でございます。次に26、27ページをお開きください。12款2項1目7節登記手数料、真ん中の辺りなんですけども、存目で計上しておりましたが収入はありませんでした。次に28、29ページをお開きください。13款2項1目1節総務管理費補助金になります。一番上の社会保障・税番号システム改修費補助金498万円のうち、契約管財課所管分につきましては326万7,000円でございます。補助金の事業内容としましては、地方公共団体情報システム機構が中間サーバーシステムを公開するための補助金でございます。続きまして36、37ページをお開きください。14款3項1目1節総務管理費委託金でございます。市町村権限移譲等交付金（土地確認）2,000円が契約管財課所管になります。次に40、41ページをお開きください。15款1項1目1節土地貸付収入1,053万1,801円のうち、契約管財課所管分につきましては1,052万6,302円の収入でございます。これにつきましては、北陽台の徳洲会病院建設のための現場事務所、イオンタウンによる従業員用の駐車場、斉藤郷西側埋立地のシルバー人材センター作業所や事務所の土地貸付手数料などでございます。次に15款2項1目1節不動産売払収入32万7,352円の収入がございました。内容につきましては山林の払い下げによるものでございます。次に42、43ページをお開きください。17款1項1目1節駐車場事業特別会計繰入金143万2,000円は令和元年度からの

繰入金でございます。続きまして46、47ページをお開きください。19款5項1目1節雑入でございます。契約管財課所管分、総額168万5,238円になります。内訳は、上から2番目、現金自動預入支払機設置使用料72万円につきましては前年と同額で、十八銀行、親和銀行、九州労働金庫が使用しておりますATMでございます。次にその5行下の清涼飲料水自動販売機設置使用料、契約管財課所管分につきましては4台分でございます、388万8,742円のうち67万392円の収入になります。次に7行下の庁舎電話使用料4,120円の収入がございました。その下の庁舎コピー使用料は19万4,046円でございます。続きまして48、49ページをお開きください。同じく雑入でございますが、一番上の電柱等設置使用料7万6,091円のうち、契約管財課所管分につきましては1万9,380円でございます。次に13行下の町村有建物災害共済金は6万9,300円になっております。下から3番目、完成検査リコール費用返還金8,000円につきましてはリース車両であります車がリコールになり、法定点検と同時にリコールを実施した場合、重複する作業相当分の点検作業が返還されたためでございます。以上が令和2年度の一般会計の歳入でございます。

続きまして歳出でございます。歳出の56、57ページをお開きください。課長以下契約管財課の人件費につきましては2款1項1目2節給料、3節職員手当等、4節共済費の中に含まれています。次に62、63ページをお開きください。2款1項5目財産管理費でございます。1節報酬でございます。財産評価委員会を1回開催されたときの委員報酬でございます。8節旅費は普通旅費として2,400円、費用弁償として3,000円、10節需用費は2,836万9,935円支出をしております。主なものとしては庁舎の光熱水費でございます。次に11節役務費は618万7,170円の支出をしております。電話料が主なものでございます。次に64、65ページをお開きください。12節委託料3,499万3,491円。主なものとしましては庁舎管理委託料でございます。13節使用料及び賃借料1,005万2,939円の支出済額となりました。14節工事請負費2,463万2,922円。主なものとしましては、ESCO事業終了に伴い老朽化した庁舎空調中央監視盤の機能向上のための更新工事でございます。17節備品購入費38万6,540円、18節負担金、補助及び交付金では、長与町公共施設等管理公社補助金として4,351万8,065円の支出が主なものでございます。26節公課費でございますが、公用車の自動車重量税6台分でございます。

次に70、71ページをお開きください。2款1項9目電子計算費になります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は情報管理係の人件費となります。8節旅費3,620円、10節需用費は133万7,676円については、主なものとしましては電算機器に関する消耗品、プリンタートナーの購入、修繕料につきましてはプリンター故障のための修繕でございます。11節役務費6,016万320円についての主なものとしましては、県や自治体とのメールのやりとりや社会保障税番号制度情報連携の回線として使用しています相互行政ネットワーク等の回線使用料や、住基システム、税システ

ムなどの基幹システム使用料5,765万7,600円でございます。12節委託料2,045万8,020円、主なものとしましては電算システム運用開発料でございます。また繰越明許費として1,286万5,000円を繰り越しております。内容としましては、テレワーク環境整備業務及び戸籍サーバ附票APが通信できるようネットワーク設定を変更する委託となります。次に13節使用料及び賃借料につきましては、電子計算機及び周辺機器とリース料が主なものでございます。17節備品購入費1,155万5,610円につきましてはパソコン等の購入費になります。18節負担金、補助及び交付金823万8,907円でございます。地方公共団体情報システム機構負担金4万5,000円につきましては、マイナンバー制度や法的個人認証など、本町における電算システムの業務を遂行するに当たり必要な負担金となります。次に長崎県自治体情報セキュリティクラウド運用負担金189万3,109円につきましては、平成29年度よりインターネット接続系におきまして、長崎県が主体となり県内の市町と協力して高度なセキュリティ対策構築を行っております運用負担金となります。次に社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム交付金618万9,000円につきましては、マイナンバー制度にある中間サーバーの運用経費を負担金として支出しております。次に電算用機器共同調達事務費負担金として11万1,798円を支出しております。

事項別明細書につきましては以上でございます。

次に主要な施策の成果に関する報告書12、13ページに契約管財課所管分、パソコン購入費、施策コード7、それとデータセンターサービス利用型基幹システム使用料、施策コード30を掲載しております。後程御確認ください。以上で契約管財課所管分について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入の方から質疑を行っていきたいと思います。まず、24、25ページ、駅コミュニティホール使用料です。

進めます。26、27ページ。これは登記手数料が無かったということですね。

次28、29ページ、質疑はありませんか。

ないようでしたら進めます。36、37ページ。権限移譲等交付金の分ですね。

進めます。40、41ページ、質疑はありませんか。これは土地貸付収入の部分です。堤委員。

○委員（堤理志委員）

41ページの普通財産売払収入で山林の払い下げということでお聞きしたんですが、ここをもう少し詳しく、どういった内容だったのか、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

まず場所の方ですが、三根の緑ヶ丘団地の入り口、入って左側になります。個人に売

り払いを行ったんですが、家を建てるためにどうしても道路、裏側に道路が接道されているんですけども、それに町有地がちょっと入っている、そこの払い下げになります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

では、次進めます。42、43ページ、駐車場会計の繰入金です。

46、47ページ、雑入。質疑はありませんか。次の48、49ページまで続きます。歳出の方に移りたいと思います。56、57ページ、こちらで質疑はないでしょうか。ないようでしたら、62、63ページ、財産管理費。64、65ページまでまたいでいます。質疑はありませんか。

それではないようでしたら、70、71ページ、電子計算費です。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

一般備品購入費でパソコンなどを購入していると思うんですけど、パソコンとか大体何年くらい使う予定で購入しているのか。何年くらい使っているのか、教えてください。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

大体5年を目安に替えております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ちなみに令和2年度に購入したパソコンについて、5年先まで使うとなった場合、どのようなパソコンのスペック、例えばCPUがどれぐらいとか、メモリがどれぐらいとか、分かれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

現在、共同調達等で町が購入しているパソコンで、デスクトップとノートがあるんですけども、どちらについても職員が使う分についてはまずCPUはCore i3を基本として配置をしています。世代は調達するときの最新のものをということで調達をしています。メモリは、基本は4ギガバイトのものを差しているんですけども、もし作業等でエクセルを使用しているときに固まるとかある場合は、追加のメモリをこちらで用意していますので、それを差して追加をしているということになります。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

多分5年後にはもうメモリ4じゃ絶対足りないと思うので、今度購入するとき8とか。あとハードディスクはSSDで起動しているかどうかで、多分、職員もストレスがたまるぐらいパソコン遅いんじゃないかなって心配しているんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

現在調達しているパソコン全て500ギガバイトのハードディスクで調達をしているんですけども、確におっしゃるように年々システムとか、OSが要求するスペックは上がってきていますので、SSDに関してはやはりハードディスクと比べて単価がまだ高いというところで、まだ調達の要件にはしていないんですけども、もちろんSSDに換装すれば、もちろんスピードが速くなったりとか、消費電力を押さえられたりとか、メリットもありますので、そこを費用対効果で、それを導入することによってどれぐらい本体価格が上がるのかっていうところを見ながら、今後参考にしたいと思います。メモリについても、おっしゃるように4ギガで足りないかもしれないということもありますので、実装を見ながら購入して追加をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

多分セキュリティソフトとか入って、アップデートも多分個人じゃできないように設定されていると思うんですけど、そういった管理はどこがされているのか分かりますか。

○委員長（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

庁舎内ネットワークは基本インターネットと分離して、庁舎内のパソコンはウイルスバスターを導入しているんですけども、おっしゃられるようにインターネットに接続しなければアップデートができないんですけども、庁舎のネットワークサーバーの中にTMCMサーバーという、アップデートファイルだけをインターネット側から取って内部の端末に配信するサーバーを立てていますので、そちらで各個別の端末が自動的に更新をするようにしています。そのほか、インターネット系に関しては自動的にインターネットに繋がりますので、そのまま繋ぐたびにアップデートがかかるようにしています。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

25ページの長与駅コミュニティホール使用料。これは管財課の所管ということで、3,850円ということ。利用する目的は何か制限されているのか。目的によって制

限されているのか、何でも良いということなのか、そこのところをお聞きしたい。何か制限があってこのぐらいの金額になっているのかなと思ったりもしているんですね。どういう目的で許可されているのか、その範囲がどんなになっているか。それと続けて、成果に関する報告書の13ページ、データサービス利用型基幹システム使用料が5,700万円ほどになっているんですけども。大体この価格設定っていうんですか、ほぼ決まっているのか、フィックスしているのかですね。例えば部品の交換とかいう場合に増えるぐらいとか、そういうふうには何か決まっているんですか、この価格の設定というのは。大体どういう価格設定になっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

1点目の長与駅コミュニティホール使用料3,850円ですけれども、昨年コロナの影響がありまして4月9日から10月11日まで閉館した関係で、2団体の使用にとどまっております。民間の方がですね。目的としましては絵画の展示と菊の展示です。委員おっしゃられるように制限の方なんですけれども、営利目的、宗教目的、それから政治目的、このような目的で使用される場合はお断りしております。1点目は以上です。

○委員長（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

2点目のデータセンター利用型基幹システム使用料、こちらについては町の方が所有権を持たずに、単純にそのサービスを利用するという形の契約になっております。現段階で、税とか、介護保険、後期高齢とか、児童手当とかそういった各種のシステムが中に入っているんですけども、価格としては、その中に入っている各個別システムの数が増えれば使用料が増えるというような形になります。先程サーバーとか、そういった部材の要件っていうのもありますけども、こちらについてはサーバー自体は町が所有するものではないという契約になっていますので、その保守等、このサービスシステムをSLAとって、どれぐらいのパフォーマンスで常に使えるかっていうところを保障するという形の契約ということになりますので、そこで例えば部品とか交換になったとしても、それはこちらに跳ね返ってこないというようなものになります。

○委員長（金子恵委員）

ほか、質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

電子計算費全体に関わることなんですけれども、庁舎内でいろんなパソコン等々を使ってらっしゃると思うんですが、非常に重要な役割を果たしている端末は恐らくバックアップを定期的に取りられていると思うんですが、一般の職員が業務で使われている個々

のパソコンは、データのバックアップ等は実施されているのか、この辺りはいかがです。

○委員長（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

個別の職員が庁舎内で業務を行うときはファイルサーバーをまず立てており、1つサーバーがあって、その中に大体60テラとか、データが入るものをまず用意しておいて、その中にファイルを置いて、各端末からそこにアクセスをしてファイルを作ったり、保存をして業務を行うようにしておりますので。そのファイルサーバー自体を毎日ある一定の時点でバックアップを取るとか、シャドーコピーと言って、さらにもっと間隔を狭くしてコピーを取って、バックアップを取るということを行っております。そのファイルサーバーも一応ファイルサーバーとバックアップサーバーという2基を用意しておいて、レプリケーションといって常に、ある程度更新がかかったら、そちらのバックアップの方にファイルが変わったという情報をどんどん記録をするようにしておりますので、例えば個別の端末が駄目になったとしても、ファイルサーバーにももちろんそのデータが残っていれば、そこからもう一度引き出して使用することができるということで、基本的にはそのファイルサーバーを通じて常にバックアップを取りながら業務を行っていただくということで、現在そのファイルシステムを構成しております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

例えばセキュリティ上、そこに接続はしない方がいい、物理的に遮断した方がいいようなものもあるんじゃないのかなと思うんですが、それはないんですか。例えば議会事務局で使っている我々がやりとりしているようなパソコンなんかは、恐らく役場のシステムと繋いでいるのか知りませんが、例えばそういう繋がない方がいいんじゃないかというようなものもあるんじゃないかと思うんですが、それはないかどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

そうですね、先程ファイルサーバーを立てているという話で、ファイルサーバーの中に各課で、その課の職員だけが見られるフォルダと、全ての職員が見られるフォルダをそれぞれ作っております。各課の中でしか基本的に使用しないような内容のものについては、各課用というところに置いていただいて、その課の中だけで使っていただく。もし他課とやりとりをする必要がある場合は、全課共用という誰でも見れるところがありますので、そこを通じて受け渡しをしてもらうということにしております。そして各課用については、今、ドメインっていうAD、アクティブディレクトリというサーバーを立てているんですけども、それにログインしたIDで、どの課の職員の権限を持つ

ているか管理しておりますので、権限に応じたフォルダしか見られないという制限をかけております。なので、基本的にはその課の人はその課のフォルダしか見られないという管理をしておりますので、そういった機微な情報については、ほかの課の人にも目の触れないところにおいて管理をして業務をしていただくということで運用しております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか、全体的に結構です。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

65ページの使用料及び賃借料の公用車のリース代が600万円ぐらい出てますけども、これは何台分なんですか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

今現在25台でございます。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

その上に、委託料の中で公用車洗車委託料、小さいことで申し訳ないんですが、公用車洗車委託料が1万4,300円出ているんですが、これは何台分なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先程の回答は待っておりますので、次の質疑に移ります。ほかに質疑はありませんか。松林委員。

○委員（松林敏委員）

65ページの下の方で、庁舎電話設備賃借料が去年は無かったのかなと思うんですけど、新しい項目として上がっていると思うんですけど、この説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

こちらの庁舎電話設備賃借料ですけれども、庁舎3階の電話交換室にある電話交換機の方が老朽化しておりまして不具合が相次いでおり、安全性の確保とそれから事務効率化を図るため、今度はリース契約の方でさせていただいております。これにつきましてにはリース会社2社による見積り合わせで決定をして、5年リースでしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

管財課の公用車についての考え方なんです、最近、国の考え方がガソリン車から環境型の車に切り替えようという方向になってきております。車をリースすると当然、4、5年とか、そういう周期になってきて、環境対応とちょっとマッチしなくなってくる可能性もあるので、その辺りのことはもう、やはり先に、先に、考えていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、その辺りの検討とかはどのような状況でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

公用車の、低炭素でハイブリッド車とか、電気自動車を検討していかなければならないと考えており、近々でいきますと来年3月にリース替えになる車両が10台程度ございます。今、検討をしておりますのがハイブリッド車、もしくはEV車への入れ替えを3台程度できないだろうかということで、もし入れるとした場合に実験的に1台入れるのか。電気自動車はやはりちょっと高額という部分もございます。そこら辺はよく研究、検討しながら、今後早めに決めていきたいと思っております。3月がリース切れなんですけれども、新しい車に替える場合は3、4か月かかるということで、10月、11月ぐらいまでには、そちらの方向性を決めたいと担当課としては思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今の質疑に関連するんですけれども、電気自動車が高額ということ、リースで借りるにも、なかなか一歩踏み出せないというのがあるんですけれども、例えば電気で、となった場合、電源は庁舎から取ればいいということにはなりますけれども、その電源の確保とか、そこまで考えてのリース、そこまで踏み込んだ検討はされるのでしょうか。

○委員（松林敏委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

今、電気自動車1台検討しておるんですけれども、一般家庭にあるような普通の充電器になるので1回充電するのに6時間から8時間ぐらいかかります。なので、夕方充電

して朝抜くみたい。高速充電器になれば30～40分で充電ができるんでしょうけど、インフラ整備がまだ周辺で進んでおりませんので、まずは1台入れて、普通の家庭用みたいにコンセントから引いて充電するというで考えております。それはリース料の中に含まれております。電源の方は、車庫の電源を使って充電しようと思っております。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

決算に直接関係ないので申し訳ないんですけども、今、EVとか、こういうものの充電設備がかなりの額の補助金が出て、安価で設置ができるようになっているので調べていただいて。今後ESCO事業も終わって、いろんな所でのそういう取り組みというのが広がっていくと思うので御検討願えればと思います。どうでしょうか。

○委員（松林敏委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

今後の車の充電等につきましては、今の庁舎の敷地内ではなかなか難しいだろうと考えております。したがって今後図書館建設の方で、そもそも電源の方を太陽光、蓄電池で、それぞれ電気の方で充電をしていくという形を今後検討していきたいというふうに考えております。それに伴い庁舎の敷地内、できるかどうか。これにつきましても、先程課長補佐から話しましたとおり、普通充電ではやはり8時間程度はかかるだろう。その時間、ずっと役場に車を置くというのはなかなか難しいだろうということで、急速充電の方も検討しながら、今後は研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。先程の岩永委員の質疑に対する回答ができますか。

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

先程の内訳ですけれども、水洗い洗車が5回、ワックス洗車が5回、室内清掃が4回。単価が、水洗い洗車が880円、ワックス洗車が1,100円、室内清掃が1,100円でございます。

○委員長（金子恵委員）

質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

もう1回確認をさせていただきますが、水洗いが880円、ワックスが1,100円、室内が1,100円、合わせると3,080円になりますね。これの5台だったら1万5,

000幾らになるはずですが、合わないようですが、もう1回数字を言ってください。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

まず、水洗いが単価880円で、5回で計4,400円。ワックス単価が1,100円、これを5回で5,500円。それと室内清掃、単価が1,100円、それを4回しておりますので4,400円、合わせて1万4,300円でございます。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

私を感じたのが、内容が今分かりましたので理解をいたしたわけですが、単純に洗車委託料としているものですから。単純に水払い洗車を1年に、例えば月に1回しても12回ぐらいは少なくとも、我々も昔のこと言ったらいかんでしょうけども自分たちで洗って、それできれいにしていたわけですね。水洗いぐらいだったら洗車に出す必要もないし、手分けをしてすれば良いのにねという感じをいつもこう思っておったわけなんですけど、今日初めて部長もいるから申し上げたわけですが、それと管理をどういう形で、今22台と言われたんですが、ほかの各所管のものも含めた長与町役場全体のものを一括して管財課で管理をして、予算計上して、それで使用は各課で利用して当然いくわけでしょう。その代わり、洗車等の今申し上げられた管理は各課に任せるというようなことで、一括管理のリース代が上がるとののかなというふうに思ったんですが、そうでもないようなので、これは長与町役場全体で22台なんですか。どうなんですか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

庁舎全体では公用車56台ございます。25台が契約管財課がリース契約をしております台数でございまして、あとは介護保険の方だったり、土木管理課だったり、各所管の方で購入、またはリースされている分がございます。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

各課に任して、それをまた責任を持たしてという意味ではいいかもしれませんが、やっぱり統一的に管理を、管財なら管財でピシッと管理をしていくのが姿なんじゃないのかなという感じを持っていましたからお尋ねをしたわけですが、お互い責任を持ち合っていけば、責任のなすりつけがないようにピシッとお互いが責任を持っていくというようなことをされたらどうかなという感じを持っています。以上これは要望です。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

65ページの委託料の中で、自動扉保守点検委託料であります。これは本庁舎の分、正面玄関そして裏口等ありますが、その分ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

こちらは長与駅のコミュニティホールの扉の委託料でございます。庁舎につきましては、庁舎管理業務委託料456万1,920円の中に含まれております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。ちょっと気になるのが、この本庁舎もかなり年数が経ってきて、そして来庁者の数を考えれば1日の開閉、もう相当なもので負荷も掛かっているのかなという気がして。エンジンも大丈夫なのかなと勝手に心配して。個人的な考えかもしれませんが、私が来るときって結構自動扉の作業をされている方としょっちゅう出くわすんで、かなり頻りに点検されているような感触を持っているんですが、その辺り管財課として大丈夫なのかですね。まだまだいけるのか、お伺いしたいと思います。。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

庁舎管理業務委託料の中で自動扉の方は委託をしているところでございます。点検等のときに当然、今後どうだろうかという話もさせていただきながら部品等も交換をしているところでございます。現在のところまだ大丈夫というところで聞いておりますので、それを業者と話し合いをしながら、今後も検討してまいりたいと。例えば入れ替えの時期とか、それについては今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに全体的に質疑はありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

契約管財課の審査をこれで終了いたします。お疲れさまでした。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（閉会 14時44分）